

(別紙1)

地域魅力情報発信事業業務委託仕様書

1 業務名

地域魅力情報発信事業業務

2 業務目的

県内及び北関東エリアの女性をターゲットに、雑誌やテレビなどのメディアで紹介されなかつた穴場の店舗や観光地を中心に、スイーツなどを提供するカフェなどおしゃれな店舗や施設が持つ魅力を冊子に掲載して情報発信することで、観光資源の掘り起こしを行い、域内の回遊性向上を図る。

また、若年層の女性（20代～30代）をターゲットに、体験型観光を中心に地域観光資源の魅力を SNS（YouTube、Instagram）などで情報発信して、誘客するとともに新たな回遊を促進する。

3 事業期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

4 業務内容

(1) スイーツなどを提供するカフェなどおしゃれな店舗や施設が持つ魅力を盛り込んだ冊子作成

(2) しらかわエリアの情報発信

(1) 店舗や施設が持つ魅力を盛り込んだ冊子作成

1-1 冊子作成にあたる業務内容

① 冊子のデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の収集・提供

② 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受託者において入手することを基本とする。ただし、時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は、委託者所有の写真や資料とすることができる。

③ 冊子の電子データの作成及び納品

④ 冊子の印刷及び納品

⑤ その他冊子の制作に必要な事項

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、本業務に関する提案

1-2 冊子の内容

- ① 県内及び北関東エリアの女性が手にとりやすいデザイン、大きさであること。
- ② 雑誌やテレビなどのメディアで紹介されてこなかった穴場の店舗や観光地を中心に紹介すること。
- ③ おすすめルートの紹介、ストーリー等ならかわエリアの魅力を幅広く盛り込むこと。
- ④ 紹介するスポット等については、営業時間やアクセス等を分かりやすく工夫すること。
- ⑤ 位置や距離関係が分かりやすい地図があるもの。
- ⑥ 掲載内容は、通年使用できるもの。
- ⑦ 写真やイラスト等を活用して目を引かせ、「行ってみたい」「食べてみたい」「買ってみたい」と行動意欲を掻き立てるようなもの。
- ⑧ (2) しらかわエリアの魅力情報発信との連動を視野に入れて作成すること。

1-3 仕様等

冊子の基本構成は次のとおりとするが、仕様書の内容を満たしていれば、提案によりサイズやページ数等の変更をできるものとする。

- ・部数:20,000部以上
- ・サイズ:提案による
- ・紙質:マットコート紙 110kg 以上
- ・ページ数:22ページ程度(表紙・裏表紙含み)
- ・印刷:フルカラー両面
- ・製本方法:中綴じ

1-4 成果品

① 提出する成果品

- ・冊子
- ・冊子の電子データ 一式
- ・写真テキスト等データ 一式
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

② 納品場所

ふくしま県南観光推進協議会事務局（白河市産業部観光課内）

所在地：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1

電話番号：0248-22-1111（内線：2245）

FAX：0248-24-1844

メールアドレス：kanko@city.shirakawa.fukushima.jp

③ 納品期日

12月上旬予定

1-5 その他

①特記事項

- ・冊子のデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため企画書提案による掲載内容及びデザインは、変更する場合がある。
- ・成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする。
- ・本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権、所有権等を委託者に譲渡するものとする。
- ・成果品は、委託者が自由に二次使用（印刷物の制作やホームページの掲載等）できるものとする。
- ・本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても状況に応じ、事務局が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- ・本業務により生じるすべての成果物を事務局の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩及び開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- ・受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- ・本業務遂行にあたり、問題が生じた際は適切な措置を講じるとともに、事務局にその都度報告し、指示を受けること。詳細については事務局と別途協議する。
- ・本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、事務局と受託者で協議を行い、業務を遂行するものとする。

②校正・確認

校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

(2) しらかわエリアの魅力情報発信

若年層の女性（20代～30代）をターゲットに、体験型観光を中心に地域観光資源の魅力、インフルエンサーを活用して SNS（YouTube、インスタグラム）などで情報発信し、誘客するとともに新たな回遊を促進する。

2-1 インフルエンサー（モデル）の提案

インフルエンサーの提案においては、以下の条件を満たすこと。

県内に縁があり、しらかわエリアの魅力を効果的に PR することができるインフルエンサーであり、主に若年層の女性からの多くの支持を得ていること。

2-2 インフルエンサーを活用したしらかわエリア魅力発信動画の配信

インフルエンサーは冊子と連動してカフェなどの見所をレポーターとして訪れ、体験型観光や絶景箇所を巡り、インフルエンサーのチャンネルでしらかわエリアの魅力を発信する動画を配信する。

2-3 仕様

①フルスケール版（10分程度）、インターネット配信版（ショート版）（3分以内）の2本制作するほか、9市町村分の映像を編集する。編集した動画は自由に9市町村で使用できるものとする。

②①であげたもののほか、インフルエンサーがInstagramのリール機能（15秒ほどの短い動画）等を使っておしゃれな店舗等をPRすること。

③YouTube等の動画配信サイトで再生可能な動画形式（WMV、MP4及びMOV）で制作する。

④画面縦横比16：9、画質はハイビジョンとする。

⑤実写、CG、アニメーションなど表現方法は自由とする。

2-4 内容

(1)の、店舗や施設が持つ魅力を盛り込んだ冊子に掲載した店舗や施設をベースに情報発信を行うこと。その他にも、しらかわエリアにて取り上げたい店舗や施設があれば事務局と協議の上情報発信すること。

2-5 広報

制作した動画を周知するために、SNSを活用した効果的な情報発信について提案すること。なお、完成した動画を幅広く知ってもらうため、マスコミ向けの完成披露会を実施すること。

2-6 成果品

①提出する成果品

- ・DVDディスク フルスケール版＋ショート版
20枚（原盤1枚、複製ディスク19枚）
※原盤についてはコピーガード処理を行わず、コピー可能なものとする。
- ・配信用データ 3種類（WMV、MP4及びMOV）
- ・動画素材一覧表（任意様式）

②納品場所

ふくしま県南観光推進協議会事務局（白河市産業部観光課内）
所在地：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1
電話番号：0248-22-1111（内線：2245）

FAX：0248-24-1844

メールアドレス：kanko@city.shirakawa.fukushima.jp

③納品期日

1月中旬予定

5 管理業務

- (1) 業務執行体制及び事業スケジュールを示した実施計画を策定し、委託者に承認を得ること。なお、実施する業務の詳細については、受託者の提案を基に委託者と委託者が協議の上決定する。
- (2) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた認許可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各認許可手続きに必要な手数料等の経費については、受託者が行うものとする。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

6 著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果品等に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

7 留意事項

(1) 秘密保持

本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また当協議会が提供する資料・データ類及び受託内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。

(2) 事故発生時における報告業務

本業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを当協議会に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(3) 記録媒体上の情報の消去

本業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体上に個人情報及び機密に属する情

報等を記録した場合には、本業務完了時に全て消去すること。

(4) 議事録の作成

受託者は、本業務に関する打合せや協議があった場合は、協議終了後速やかにその内容について議事録を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(5) 疑義の協議

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合はその都度委託者と受託者が協議し定めるものとする。

(6) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任、負担において一切を処理しなければならない。

(7) 瑕疵担保責任

受託者の瑕疵担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果品に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。

(8) その他

本業務の実施において、タレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権の処理に留意するとともに、業務終了後に経費が発生する場合、受託者が負担するものとする。